

3 ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化

勸 告	説明図表番号
<p>(1) 計画の策定状況等</p> <p>(ダイオキシン類の排出削減対策としてのごみ処理広域化計画の策定等)</p> <p>平成初頭前後、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類が周辺住民に不安を与え、社会問題化しており、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出削減が緊急の課題となっていたことを踏まえ、平成 2 年 12 月に旧ガイドラインが策定されるとともに、これに基づき当時の厚生省は地方公共団体を指導した。その後、同省は、平成 8 年 6 月に「ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会」を設置してダイオキシン対策を一層推進するための検討を行うとともに、ダイオキシン削減対策技術に関する新たな知見を踏まえ、9 年 1 月にガイドラインを策定した。</p> <p>また、当時の厚生省は、都道府県に対し、「ごみ処理の広域化計画について」（平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成 9 年厚生省課長通知」という。）を発出し、ガイドラインに基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県においては、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画（計画期間：原則 10 年）を策定し、地理的条件、社会的条件を勘案しつつ、可能な限り焼却能力 300 t/日以上（最低でも 100 t/日以上）の全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、市町村を広域ブロック化することを求めている。</p> <p>その結果、47 都道府県全てにおいて、平成 9 年度又は 10 年度に広域化計画が策定されている。</p> <p>(廃掃法の改正による国における基本方針の策定、都道府県における廃棄物処理計画の策定)</p> <p>我が国においては、循環型社会（注）を実現するために、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理することができるような体制を整備することが大きな課題とされている一方、適正に処理するために必要な施設の整備が進まず、悪質な不法投棄等の不適正処分が増大するなど深刻な状況となっていた。このような状況を踏まえ、廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、平成 12 年 6 月に廃掃法が改正され、国における基本方針の策定、都道府県における廃棄物処理計画の策定等の措置を講ずることとされた。</p> <p>廃掃法第 5 条の 2 では、環境大臣は、廃掃法基本方針を定めなければならない旨規定されている。</p> <p>また、廃掃法第 5 条の 5 では、都道府県は、廃掃法基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない旨規定さ</p>	<p>表 1-⑤-i、ii（再掲）</p> <p>表 1-⑥（再掲）</p> <p>表 3-(1)-①</p> <p>表 3-(1)-②</p>

<p>れている。廃棄物処理計画においては、同条第 2 項第 3 号の規定に基づき、「一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項」を定めるものとされ、そのための基準の一つとして、廃掃法施行規則第 1 条の 2 の 2 第 3 号イの規定に基づき、「一般廃棄物の広域的な処理に関する事項」を定めることとされている。</p>	表 3- (1) - ③
<p>(注) 循環型社会とは、循環型社会形成推進基本法第 2 条第 1 項において、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と規定されている。</p>	表 3- (1) - ④
<p>今回、調査対象 14 都道府県における広域化計画の策定・運用状況、ごみ処理の広域化・ごみ焼却施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）の進捗状況等について調査した結果、以下のとおり、都道府県によって、広域化計画の策定・運用状況は区々となっており、同計画による広域化・集約化の推進効果をもみても、いまだ広域化・集約化を進める余地はあるものと考えられる一方、今後の進め方については不明瞭な状況がみられた。</p>	
<p>ア ガイドライン等における広域化・集約化の位置付け</p>	
<p>平成 9 年 1 月に策定されたガイドラインでは、ダイオキシン類の排出を削減するための対策を強力に推進することが一義的な目的とされ、そのために都道府県が広域化計画を策定することとされていた。その後、平成 13 年 5 月に策定され、17 年 5 月及び 22 年 12 月に改定された廃掃法基本方針（注）では、廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、都道府県は、区域内の処理に関する廃棄物処理計画を策定するとともに、その中で一般廃棄物の広域的処理に関する事項についても盛り込むこととされている。このように、社会情勢の変化を受けて、広域化・集約化の目的や推進する枠組みには変化がみられる。ガイドラインにおいて策定することとされた都道府県の広域化計画の策定・運用状況については、平成 9 年度又は 10 年度に策定された広域化計画（以下「一次計画」という。）の計画期間終了後、二次計画を策定・運用中のものや一次計画において 10 年以上の計画期間を設定し、現在も運用中のもの等がある一方、二次計画等を策定・運用していないものがあるなど、都道府県によって区々の状況となっている。</p>	表 3- (1) - ⑤
<p>(注) 平成 28 年 1 月に改定されている。</p>	
<p>イ 広域化・集約化によるダイオキシン類の削減効果</p>	
<p>平成 10 年度と 25 年度における全国のごみ焼却施設数を比較すると、10 年度 1,769 施設から 25 年度 1,172 施設と約 3 割減少している。また、調査</p>	表 1- ⑦(再掲) 表 3- (1) - ⑥

<p>対象 14 都道府県においては、その全てでごみ焼却施設数は減少しており、14 都道府県の施設数の合計でみると、平成 10 年度 658 施設から 25 年度 439 施設と約 3 割減少している。</p>	
<p>平成 10 年度と 25 年度における全国の 1 ごみ焼却施設当たりの処理能力を比較すると、10 年度 109 t/日から 25 年度 156 t/日と増加し、施設は大規模化している。</p>	<p>表 3- (1) - ⑦ 表 3- (1) - ⑧</p>
<p>同様に、全国のごみ焼却施設数を処理能力別に比較すると、100 t/日未満は減少、100 t/日以上 600 t/日未満は増加しており、全国のごみ焼却施設に占める全連続運転の割合を比較すると、10 年度 26.8%から 25 年度 55.6%と倍以上に上昇している。</p>	<p>表 3- (1) - ⑨ 表 3- (1) - ⑩ 表 3- (1) - ⑪</p>
<p>また、平成 9 年厚生省課長通知においては、最低でも 100 t/日以上全連続式ごみ焼却施設の設置を求めているが、現在では、技術の進歩・進展により、小規模な施設でもダイオキシン類等が規制値を大きく下回るとされている例もみられる。</p>	<p>表 3- (1) - ⑫</p>
<p>平成 11 年度と 25 年度における全国の焼却炉（調査炉は、11 年度 2,287 炉、25 年度 2,053 炉）のうち、ダイオキシン類の排出基準値を上回った焼却炉は、11 年度 613 炉から 25 年度 2 炉と大幅に減少している。小規模の焼却炉（4t/h 未満）においても、排出基準値を上回った焼却炉は、平成 11 年度 443 炉から 25 年度 1 炉と大幅に減少している。</p>	<p>表 3- (1) - ⑬</p>
<p>このように、平成 9 年厚生省課長通知による広域化・集約化については、ダイオキシン類の削減に一定の成果がみられる。なお、平成 14 年 12 月から排出ガス中のダイオキシン濃度に係る基準が厳しくなったことに伴い、同基準に適合しないごみ焼却施設については廃止されたことも、これらの状況に影響していると考えられる。</p>	
<p>ウ 広域化計画による広域化・集約化の推進効果</p>	
<p>調査対象 14 都道府県において一次計画期間中のごみ焼却施設の減少率（（計画期間の始期における施設数－計画期間の終期における施設数）/計画期間の始期における施設数×100）をみると、2.2%から 53.6%となっており、平均で 22.2%となっている。</p>	<p>表 3- (1) - ⑭</p>
<p>一次計画の計画期間終了後における対応状況をみると、i) 二次計画を策定・運用中のものが 3 県、ii) 一次計画において 10 年以上の計画期間を設定し、現在も一次計画を運用中のものが 3 道府県、iii) 一次計画を引き続き指針として運用中のものが 2 県の計 8 道府県が平成 9 年厚生省課長通知に基づく広域化計画を運用している一方、廃掃法第 5 条の 5 の規定に基づく廃棄物処理計画を調査対象 14 都道府県全てが運用している。</p>	<p>表 3- (1) - ⑮ (再掲)</p>
<p>また、一次計画の終期における施設数と平成 25 年度の施設数とを比較すると、多くの都道府県で人口の減少やごみの総排出量の減少がみられる中、13 施設減少しているものが 1 県、2～4 施設減少しているものが 10 都</p>	<p>表 3- (1) - ⑯ (再掲)</p>

<p>道府県みられる一方、施設数に変動のないものが3県(注)みられた。このうち、一次計画において広域化・集約化の定量的な目標を設定している1県の目標達成率((現況値-実績値)/(現況値-目標値)×100)をみると、54.5%となっている。</p>	表3-(1)-⑮
<p>なお、上記1県を含む一次計画において広域化・集約化の定量的な目標を設定している4県の目標達成率をみると、一部計画期間中のものもあるが、18.8%から57.1%となっており、平均で41.8%となっている。</p>	表3-(1)-⑮ (再掲)
<p>以上のことを踏まえると、いまだ広域化・集約化を進める余地はあるものと考えられる。</p>	
<p>また、広域化・集約化の目標達成率が54.5%となっている1県では、県内7広域ブロック中2ブロックで広域化推進協議会が解散したり、100t/日未満の小規模施設の新設計画が進行中となっている例もあるなど、広域化・集約化が進捗していない状況がみられる。</p>	表3-(1)-⑯
<p>(注) 3県中1県においては、東日本大震災の影響もあって、現在、集約化施設2施設が建設中となっており、平成27年度又は28年度に稼働予定となっている。</p>	
<p>エ 広域化・集約化の課題等</p>	
<p>調査対象14都道府県の市町村等の中には、広域化・集約化を図ろうとするものの、進捗せず、計画が頓挫等している例(4事例)がみられ、いずれの事例も、ごみ焼却施設の建設候補地決定のための地元との調整が困難又は難航している状況となっている。なお、これら市町村等の中には、広域化・集約化の成功事例の情報提供を要望するものもみられた。</p>	表3-(1)-⑰
<p>他方、調査対象14都道府県の市町村等の中には、広域化・集約化に伴い、廃止となったごみ焼却施設について、解体費用の確保が困難なため、未解体のままとなっている例(5事例)がみられた。</p>	表3-(1)-⑱
<p>また、都道府県の中には、広域化・集約化することにより、ごみの収集・運搬費用等の維持管理費用が増大することや災害が発生した場合に対応できないなどのリスクが想定されるため、一律に広域化・集約化を進めるべきとは考えていないとする広域化・集約化の推進に慎重な意見もみられた。</p>	表3-(1)-⑲
<p>上記のような課題がみられる反面、小中学校の環境学習のための見学コース等を充実させることにより、新規に建設する施設を環境啓発の発信拠点とすることで、建設予定地の町の議会の了承を得ている例もみられた。</p>	表3-(1)-⑳
<p>オ 環境省における広域化・集約化の考え方等</p>	
<p>前述のごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類が社会問題化したことについては、平成9年厚生省課長通知による広域化・集約化の取組のほか、技術の進歩・進展もあって改善が図られてきたとみられる。</p>	
<p>一方、環境省は広域化・集約化を進める意義について、i)小規模な施設が複数あるのは非効率であり、施設を集約した方が適切な施設規模を保持</p>	

でき、効率的な発電・熱回収が可能であること、ii) 災害対策の観点から、耐震補強や自立稼働を確保するための技術導入などを重点化でき、効率的であることを挙げている。

しかし、環境省は、災害時のごみの受入れの面では施設を集約するのではなく、分散させるといった考え方もあるとしており、広域化・集約化の考え方について、必ずしも明確に整理できていない状況がみられた。

カ 広域化・集約化によるコスト削減

調査対象 14 都道府県のうち、4 県で広域化・集約化によるコストを試算しており、試算の結果、3 県で広域化・集約化によってコストが削減されるとされ、1 県では、県全体でみたとき、広域化・集約化による施設の新設により建設費は増えるが、改造等の経費は広域化を推進することにより削減が見込まれるとしている。

その一方、施設を集約することで建設費及び維持管理費が削減できるものの、危機管理上の理由から集約しないこととした例もみられた。

キ 廃棄物処理施設の整備に係る最近の動向

前述「1 ごみ処理の現状・動向及び国の取組の動向」のとおり、国及び地方公共団体の厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくために、国は、ストックマネジメントの手法を導入し、施設の長寿命化・延命化を推進することとしている。

【所見】

したがって、環境省は、処理施設の効果的かつ効率的な整備を図る観点から、広域化・集約化について、これまでの進捗状況を明らかにするとともに、人口の減少等に伴い、ごみ排出量の減少が見込まれる中であって、コストの削減にも資する広域化・集約化を推進していくための課題、あい路、問題解決の困難性等について整理した上で、今後の広域化・集約化の考え方や推進方策等について、改めて地方公共団体に示す必要がある。

その際、処理施設の長寿命化・延命化や災害対策の推進にも配慮すること。

表 3- (1) - ㉔

- i、ii、iii

表 3- (1) - ㉔

- iv

表 3- (1) - ㉔

表 1- ⑩、⑪ (再掲)

表 3- (1) -① 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(平成 12 年 9 月 28 日付け生衛発第 1469 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)(抜粋)

第 1 改正の趣旨

我が国においては、いわゆる循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理することができるような体制を整備することが大きな課題とされている一方、廃棄物を取り巻く状況としては、適正に処理するために必要な施設の整備が進まず、悪質な不法投棄等の不適正処分が増大するなど深刻な状況となっている。

このような状況を踏まえ、廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、国における基本方針の策定、都道府県における廃棄物処理計画の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずるとともに、周辺の公共施設等の整備と連携して産業廃棄物の処理施設の整備を促進することとしたものである。

第 2 改正の内容

1. 国の基本方針に関する事項

循環型社会を実現する上で廃棄物の減量化は喫緊の課題とされており、国としても減量化の目標量を決定し、その達成に向けて一体となった施策の推進を行うこととしているところであるが、このような廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理する施設を整備するなどの重要な政策課題について、国がどのような方針で施策を行うかを明確にし、その責務を十分に果たすことが必要とされていることから、環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないとし、廃棄物の処理に関する国の基本方針を定めるものとしたこと。

2. 都道府県廃棄物処理計画に関する事項

これまで、都道府県は、区域内の産業廃棄物の処理に関する計画を定めているところであるが、廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、国が定める一般廃棄物及び産業廃棄物を通じた廃棄物全般に関する施策の基本的な方針に即して都道府県が計画を策定し、実施することが必要とされることから、都道府県は、国の基本方針に即し、区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならないものとしたこと。

また、国及び都道府県は、この計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとし、計画の達成を通じて、廃棄物の減量及び適正処理を推進するものとしたこと。

3～13 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 3- (1) - ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（基本方針）

第 5 条の 2 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
 - 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
 - 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項
- 3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かななければならない。
- 4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県廃棄物処理計画）

第 5 条の 5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

- 2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
 - 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（注） 下線は当省が付した。

表 3- (1) - ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）
（抜粋）

<p>（都道府県廃棄物処理計画）</p> <p>第 1 条の 2 の 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 5 条の 5 第 2 項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃棄物の発生量及び処理量の見込みは、廃棄物の種類ごとに定めること。</p> <p>二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状</p> <p>ロ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分（法第 12 条第 5 項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）その他その適正な処理に関する目標</p> <p>ハ ロに掲げる目標を達成するために必要な措置</p> <p>ニ 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に関する事項</p> <p>三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ <u>一般廃棄物の広域的な処理に関する事項</u></p> <p>ロ 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項</p> <p>四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物の処理施設の確保のための方策</p> <p>ロ 産業廃棄物の処理施設の整備に際し配慮すべき事項</p> <p>五 非常災害時における法第 5 条の 5 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項</p> <p>ロ 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項</p> <p>ハ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項</p>

（注） 下線は当省が付した。

表 3- (1) - ④ 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）（抜粋）

<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。</p> <p>2～8 （略）</p>
--

表 3- (1) - ⑤ ごみ処理の広域化・ごみ焼却施設の集約化に関するガイドライン・基本方針

No.	事項	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
①	根拠規程	平成 9 年 1 月 28 日付け衛環第 21 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知	平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号 ※廃掃法第 5 条の 2 の規定に基づくもの
②	策定時期 (改定時期)	平成 9 年 1 月	平成 13 年 5 月 (平成 17 年 5 月、22 年 12 月)
③	背景・目的等	ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出を削減するための対策を強力に推進することを一義的な目的として策定	廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定
④	推進のための 枠組み	各都道府県によるごみ処理の広域化計画(原則 10 年間(平成 10~19 年度))の策定 ※「ごみ処理の広域化計画について」(平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)	各都道府県による廃棄物処理計画の策定 ※廃掃法第 5 条の 5 の規定に基づくもの
⑤	廃棄物処理 における広 域化・集約化 についての 方針・方向性	都道府県は、市町村と調整のうえ、ダイオキシン削減対策のためのごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定。同計画には、次の内容を含める。 ア 計画の目的 ・都道府県内のごみ焼却施設の全連続化により、ダイオキシン類の排出を削減 イ 計画の対象地域 ・都道府県内の全市町村を対象 ウ 広域化の方策及びスケジュール ・ごみ焼却施設の広域化の観点からの市町村のブロック化 ・各ブロックにおける広域的な施設整備の手順及びスケジュール エ 広域化によるダイオキシン類の削減効果 ・各ブロック及び全県における現状排出量及び将来排出量 オ その他配慮すべき事項	都道府県は、基本方針に即して、区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(廃棄物処理計画)を策定。同計画には、次の事項を定める。 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項 ※上記三の事項については、廃掃法施行規則において、次のとおり規定。 (都道府県廃棄物処理計画) 第一条の二の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第五条の五第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 一、二 (略) 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項には、次の事項を定めること。 イ 一般廃棄物の広域的な処理に関する事項 ロ (略) 四 (略)
⑥	都道府県・市 町村におけ る取組状況	○調査対象 14 都道府県における広域化計画の策定・運用状況をみると、i) 二次計画を策定・運用中のものが 3 県、ii) 一次計画において 10 年以上の計画期間を設定し、現在も運用中のものが 3 道府県、iii) 計画期間が終了した一次計画を引き続き指針として運用中のものが 2 県。 ○二次計画等を策定・運用していない 6 都県では、その理由について、一次計画の目標・目的を達成したためとしている。	○調査対象 14 都道府県全てにおいて、廃棄物処理計画を策定している。

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ⑥ 調査対象 14 都道府県におけるごみ焼却施設数の推移

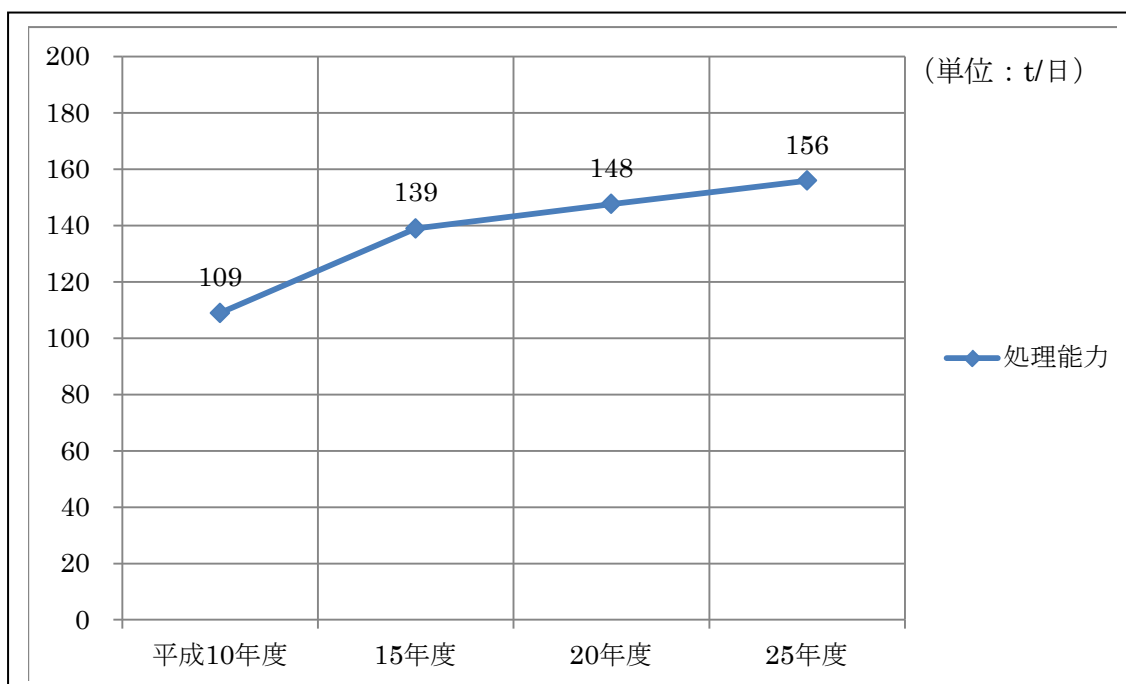
(単位：施設)

区分	平成10年度	15年度	20年度	25年度
北海道	151	68	70	66
(指数)	100	45.0	46.4	43.7
宮城県	31	21	19	19
(指数)	100	67.7	61.3	61.3
山形県	11	10	9	9
(指数)	100	90.9	81.8	81.8
群馬県	29	28	26	24
(指数)	100	96.6	89.7	82.8
埼玉県	67	57	54	54
(指数)	100	85.1	80.6	80.6
東京都	56	54	53	52
(指数)	100	96.4	94.6	92.9
神奈川県	43	43	37	35
(指数)	100	100.0	86.0	81.4
福井県	16	12	11	11
(指数)	100	75.0	68.8	68.8
愛知県	45	47	45	42
(指数)	100	104.4	100.0	93.3
大阪府	52	50	47	45
(指数)	100	96.2	90.4	86.5
広島県	52	36	36	24
(指数)	100	69.2	69.2	46.2
香川県	14	11	9	7
(指数)	100	78.6	64.3	50.0
愛媛県	40	28	27	25
(指数)	100	70.0	67.5	62.5
福岡県	51	40	29	26
(指数)	100	78.4	56.9	51.0
合計	658	505	472	439
(指数)	100	76.7	71.7	66.7

(注) 1 環境省の実態調査を基に当省が作成した。

2 指数は平成10年度を100としたときのものを示す。

表 3- (1) - ⑦ 全国における 1 ごみ焼却施設当たりの処理能力の推移



(注) 「日本の廃棄物処理」(環境省) を基に当省が算出した。

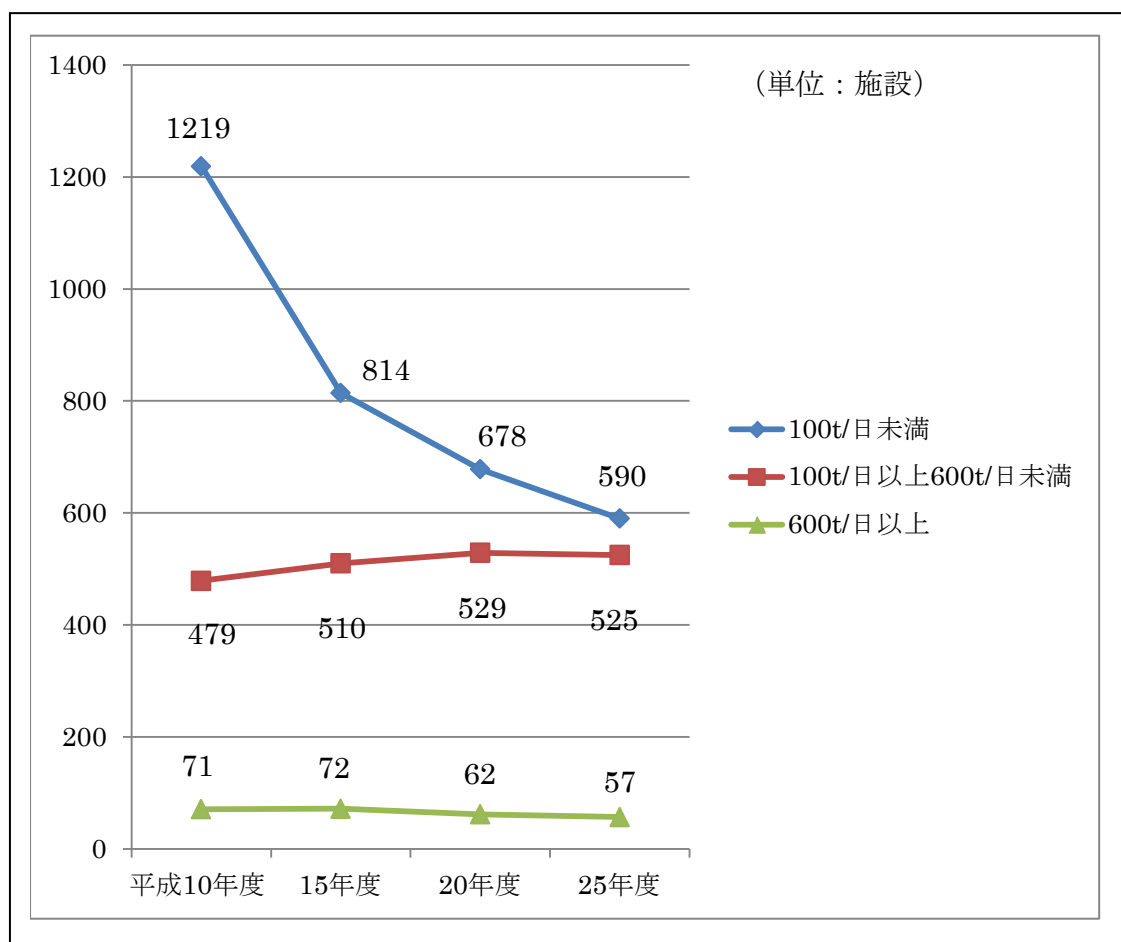
表3- (1) -⑧ 調査対象14都道府県における1ごみ焼却施設当たりの処理能力の推移

(単位：t/日)

区分	平成10年度	15年度	20年度	25年度
北海道	47.5	96.6	97.1	96.5
(指数)	100	203.4	204.4	203.2
宮城県	118.2	165.1	180.9	180.9
(指数)	100	139.7	153.0	153.0
山形県	136.4	158.7	155.1	154.6
(指数)	100	116.3	113.7	113.3
群馬県	110.3	118.3	129.4	137.9
(指数)	100	107.3	117.3	125.0
埼玉県	146.9	167.9	181.6	187.9
(指数)	100	114.3	123.6	127.9
東京都	354.0	346.6	328.4	330.6
(指数)	100	97.9	92.8	93.4
神奈川県	377.7	377.8	357.1	376.3
(指数)	100	100.0	94.5	99.6
福井県	74.5	95.4	95.4	106.6
(指数)	100	128.1	128.1	143.1
愛知県	213.7	222.2	249.0	255.9
(指数)	100	104.0	116.5	119.7
大阪府	308.5	341.8	339.9	325.8
(指数)	100	110.8	110.2	105.6
広島県	67.3	105.6	105.9	134.5
(指数)	100	156.9	157.4	199.9
香川県	86.5	140.9	162.8	187.1
(指数)	100	162.9	188.2	216.3
愛媛県	52.2	68.2	71.6	83.1
(指数)	100	130.7	137.2	159.2
福岡県	144.3	207.7	247.7	273.8
(指数)	100	143.9	171.7	189.7

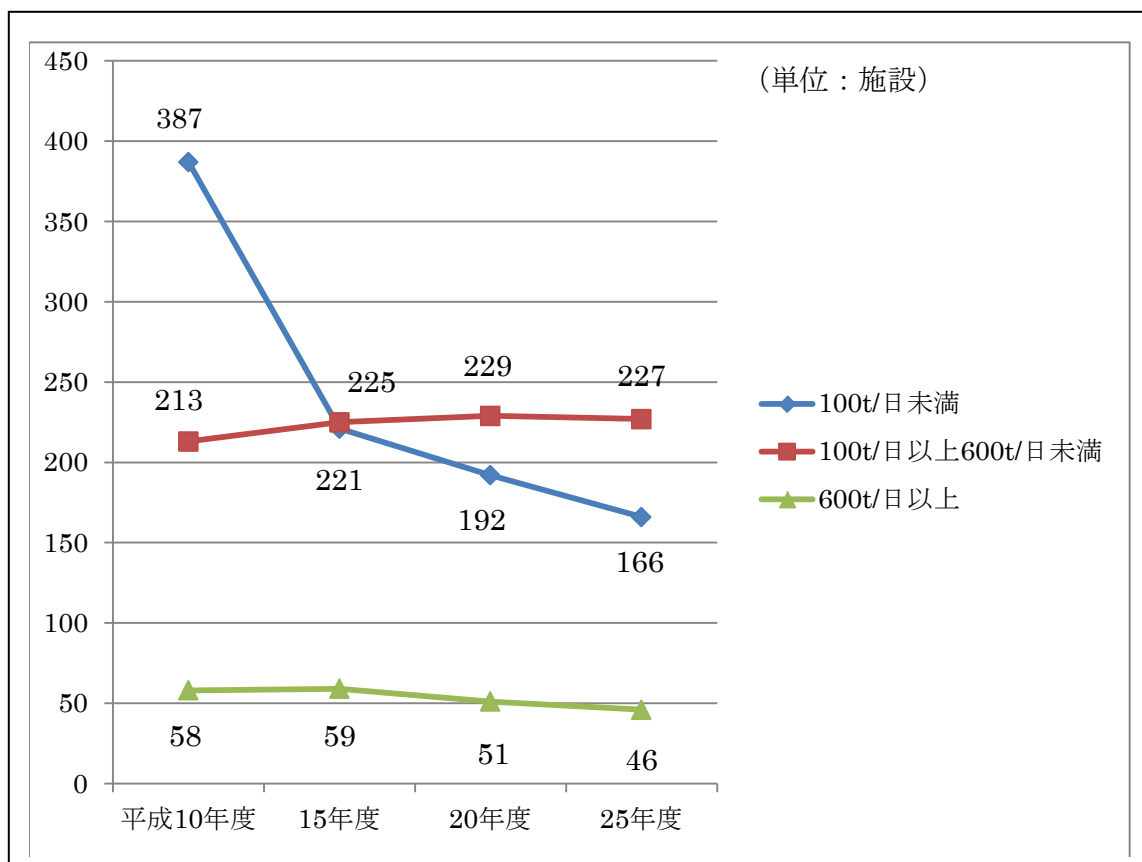
- (注) 1 環境省の実態調査を基に当省が算出した。
 2 指数は平成10年度を100としたときのものを示す。

表 3- (1) - ⑨ 全国における処理能力別のごみ焼却施設数の推移



(注) 「日本の廃棄物処理」(環境省)を基に当省が作成した。

表 3- (1) - ⑩ 調査対象 14 都道府県における処理能力別のごみ焼却施設数の推移



(注) 環境省の実態調査を基に当省が作成した。

表 3- (1) - ⑪ 全国における全連続運転のごみ焼却施設数の推移

(単位：施設、%)

区 分	平成 10 年度	15 年度	20 年度	25 年度
焼却施設数 a	1, 769	1, 396	1, 269	1, 172
うち全連続運転 b	474	588	642	652
割合 (b/a)	26. 8	42. 1	50. 6	55. 6

(注) 「日本の廃棄物処理」(環境省)を基に当省が作成した。

表 3- (1) - ⑫ ダイオキシン類等が規制値を大きく下回るとされる小規模施設の例

- ・施設名：クリーンパーク長与
- ・施設の種類：ごみ焼却施設(エネルギー回収推進施設)
- ・設置主体：長与・時津環境施設組合(長崎県)(構成市町村：長与町、時津町(2町))
- ・処理能力：54t/日(27t/24h×2炉)
- ・竣工年月：平成27年3月
- ・特徴
一般のストーカ炉に比べて少ない空気で完全燃焼できる。環境性能にも優れ、ダイオキシン類や塩化水素、ばいじんなどの排ガス成分はいずれも規制値を大きく下回る。

(注) 「長与町・時津町地域循環型社会形成推進地域計画(第2次)」、環境新聞等の公表資料を基に当省が作成した。

表 3-1(1)-⑬ 市町村の設置する一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度の推移

焼却処理能力	排出基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	平成11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		18年度	
		調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数
既設	4 t/h以上	612	0	611	0	598	0	565	1	552	1	539	0	548	0
	4 t/h未満	1,600	443	1,637	1	1,632	4	1,243	1	1,220	3	1,163	1	1,248	5
	2 t/h以上~4 t/h未満	858	255	852	0	855	0	778	0	762	1	732	1	779	2
新設	2 t/h未満	742	188	755	1	727	4	465	2	458	2	431	0	469	3
	4 t/h以上	7	0	15	0	38	0	80	0	90	0	101	0	121	0
	4 t/h未満	68	0	88	0	113	0	199	0	220	0	227	1	276	1
合計	2 t/h以上~4 t/h未満	28	0	29	0	42	0	110	0	114	0	121	0	143	0
	2 t/h未満	40	0	59	0	71	0	89	0	106	0	106	1	133	1
	合計	2,287	613	2,351	1	2,371	4	2,087	3	2,082	4	2,030	2	2,193	6

焼却処理能力	排出基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
		調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数
既設	4 t/h以上	534	0	532	1	525	0	496	1	489	0	474	2	455	1
	4 t/h未満	1,223	2	1,195	3	1,159	0	1,132	2	1,112	0	1,080	0	1,047	1
	2 t/h以上~4 t/h未満	765	2	745	3	730	0	719	1	715	0	691	0	678	0
新設	2 t/h未満	458	0	450	0	429	0	413	1	397	0	389	0	369	0
	4 t/h以上	134	0	141	0	148	0	164	0	169	0	204	0	213	0
	4 t/h未満	290	0	296	0	306	2	308	0	314	0	331	1	338	0
合計	2 t/h以上~4 t/h未満	147	0	152	0	160	1	156	0	161	0	176	0	176	0
	2 t/h未満	143	0	144	0	146	1	152	0	153	0	155	1	162	0
	合計	2,181	2	2,164	4	2,138	2	2,100	3	2,084	0	2,089	3	2,053	2

(注) 1 環境省の公表資料を基に当省が作成した。

2 排出基準値の単位である「ng-TEQ/m³N」の「ng (ナノグラム)」とは、10億分の1グラムを、「TEQ」とは、毒性等価換算濃度 (色々なダイオキシン類を最も毒性の強いダイオキシン類に換算して表した濃度) の略を、「m³N (ノルマル立法メートル)」とは、摂氏0℃、1気圧の標準状態における気体の容積をそれぞれ表す。

3 各年度の期間は、以下の期間をいう。なお、平成17年12月1日から18年3月31日までの期間のダイオキシン類濃度等は公表されていない。

- ・平成11年度：11年12月1日から12年11月30日までの1年間
- ・12年度：12年12月1日から13年11月30日までの1年間
- ・13年度：13年12月1日から14年11月30日までの1年間
- ・14年度：14年12月1日から15年11月30日までの1年間
- ・15年度：15年12月1日から16年11月30日までの1年間
- ・16年度：16年12月1日から17年11月30日までの1年間
- ・18年度：18年4月1日から19年3月31日までの1年間
- ・19年度：19年4月1日から20年3月31日までの1年間
- ・20年度：20年4月1日から21年3月31日までの1年間
- ・21年度：21年4月1日から22年3月31日までの1年間
- ・22年度：22年4月1日から23年3月31日までの1年間
- ・23年度：23年4月1日から24年3月31日までの1年間
- ・24年度：24年4月1日から25年3月31日までの1年間
- ・25年度：25年4月1日から26年3月31日までの1年間

表3- (1) - ⑭ 調査対象14都道府県における一次計画期間中のごみ焼却施設の減少率等

① 二次計画を策定・運用中(3)	群馬県	一次計画の始期・終期			埼玉県	一次計画の始期・終期			愛知県	一次計画の始期・終期		
		11年度	20年度	25年度		10年度	19年度	25年度		10年度	19年度	25年度
	焼却施設数の推移(施設、%)	28	26	24	67	54	54	45	44	42		
		-	-2	-4	-	-13	-13	-	-1	-3		
		-	7.1	14.3	-	19.4	19.4	-	2.2	6.7		
	人口の推移(千人)	2,025	2,012	1,984	6,938	7,090	7,222	7,043	7,360	7,443		
		100	99	98	100	102	104	100	105	106		
	ごみ総排出量の推移(t)	806,774	829,085	775,107	2,557,483	2,647,837	2,414,255	2,700,249	2,893,540	2,572,076		
		100	103	96	100	104	94	100	107	95		
② 一次計画の計画期間中(3)	北海道	焼却施設数の推移(施設、%)	151	70	66	53	47	45	14	10	7	
			-	-81	-85	-	-6	-8	-	-4	-7	
			-	53.6	56.3	-	11.3	15.1	-	28.6	50.0	
	人口の推移(千人)	5,683	5,570	5,431	8,805	8,806	8,849	1,023	1,006	985		
		100	98	96	100	100	100	100	98	96		
	ごみ総排出量の推移(t)	2,822,870	2,328,312	2,019,207	4,351,790	3,804,933	3,299,582	388,790	368,815	330,083		
		100	82	72	100	87	76	100	95	85		
③ 一次計画を指針化(2)	宮城県	焼却施設数の推移(施設、%)	29	19	19	40	27	25				
			-	-10	-10	-	-13	-15				
			-	34.5	34.5	-	32.5	37.5				
	人口の推移(千人)	2,365	2,340	2,328	1,493	1,452	1,405					
		100	99	98	100	97	94					
	ごみ総排出量の推移(t)	1,008,096	874,046	865,164	650,751	528,107	478,203					
		100	87	86	100	81	73					
④ 二次計画を未策定(6)	山形県	焼却施設数の推移(施設、%)	11	9	9	56	54	52	43	38	35	
			-	-2	-2	-	-2	-4	-	-5	-8	
			-	18.2	18.2	-	3.6	7.1	-	11.6	18.6	
	人口の推移(千人)	1,244	1,198	1,141	12,064	12,758	13,300	8,490	8,880	9,079		
		100	96	92	100	106	110	100	105	107		
	ごみ総排出量の推移(t)	405,961	415,269	387,237	5,212,892	5,131,706	4,572,285	3,624,306	3,337,417	3,008,291		
		100	102	95	100	98	88	100	92	83		
	福井県	焼却施設数の推移(施設、%)	16	13	11	52	37	24	51	30	26	
			-	-3	-5	-	-15	-28	-	-21	-25	
			-	18.8	31.3	-	28.8	53.8	-	41.2	49.0	
	人口の推移(千人)	829	816	795	2,879	2,873	2,840	5,016	5,056	5,090		
		100	98	96	100	100	99	100	101	101		
	ごみ総排出量の推移(t)	298,043	308,524	285,639	1,143,765	1,027,827	946,830	2,133,010	2,139,926	1,853,311		
		100	104	96	100	90	83	100	100	87		

14都道府県における一次計画の始期と終期を比較した施設の減少率の平均 22.2 %

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「焼却施設数の推移」及び「ごみ総排出量の推移」は、環境省の実態調査を基に、「人口の推移」は、「日本の統計」を基に記載した。
 3 「焼却施設数の推移」の「19年度」又は「20年度」及び「25年度」の中段には、「10年度」又は「11年度」の施設数と比べ減少した施設数を記載するとともに、下段には減少率(減少した施設数/「10年度」又は「11年度」の施設数)を記載した。
 4 「人口の推移」及び「ごみ総排出量の推移」の下段には、「12年」又は「12年度」を100とした場合の指数を記載した。
 5 「②一次計画の計画期間中」の3道府県における「一次計画の終期」については、他の都県との比較のため、計画期間の10年目の年度とした。

表 3- (1) - ⑮ 一次計画においてごみ焼却施設の広域化・
集約化に係る定量的な目標を設定している都
道府県の目標達成率

(単位：施設、%)

都道府県名	現況値	目標値	実績値	目標達成率
宮城県	31	9	19	54.5
群馬県	29	13	26	18.8
香川県	14	7	10	57.1
愛媛県	38	8	27	36.7
平均				41.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「現況」は計画策定時点の施設数を記載し、「実績」は計画終期時点の施設数を記載した。なお、「実績」には、環境省の実態調査を用いた。

3 香川県の一次計画は、計画終期が平成 30 年度のため、「実績」には平成 19 年度の施設数(休止施設を含む。)を記載した。

4 群馬県の一次計画では、広域化の目標年次が計画期間終了後となっているため、「実績」には平成 20 年度の施設数を記載した。

5 「目標達成率」は、 $(\text{現況値} - \text{実績値}) / (\text{現況値} - \text{目標値}) \times 100$ で算出した。

表 3- (1) - ⑯ 広域化・集約化が進捗していない状況

「宮城県ごみ処理広域化計画」における 7 広域ブロックのうち 5 広域ブロックにおいて広域化が完了しているものの、その他の 2 広域ブロックでは、それぞれの広域化推進協議会が解散し、各協議会の構成員が単独で焼却能力 50t/日又は 70t/日の小規模施設の新設計画が進行中となっている。

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ⑰ 市町村等において広域化・集約化を図ろうとするものの、進捗せず、計画が頓挫等している例

【例 1】

市町村が共同でゴミ処理施設を建設するため一部事務組合を設立したものの、施設の建設用地が決定できず、各々の市町村が 100t/日未満の施設を別々に建設することになった例（福岡県田川地区）

過疎地の田川地区では、1市3町で焼却施設新設を計画し、平成12年4月に、関係市町の間で、共同で新ゴミ処理施設を建設する旨の合意をした。平成13年4月に一部事務組合を設立し、17年度の完成を目指すこととなっていた。

しかし、計画策定から12年間、候補地を4か所変更しながらも、建設用地の決定ができず、平成24年7月、共同設置を断念した。この結果、人口9万8,754人の地域において、平成30年度から31年度の間、処理能力100t/日未満の可燃ゴミ処理施設を3施設、別々に新設の見込みとなった。

田川市は、平成24年10月当時、可燃ゴミ処理施設の単独設置により概算で約12億円の施設建設費の負担増と試算している。

また、田川市及び川崎町は、環境省及び福岡県に望む支援として、「広域化の成功事例があれば、やり方について情報提供等してほしい」と要望している。

（注） 上記は、平成27年3月末現在の状況である。

【例 2】

建設候補地が確保できず、1施設への集約を2施設への集約に方針変更して候補地を決定したため、予定どおり施設の建設が進まなかった例（山形県山形広域環境事務組合）

山形ブロック（山形市ほか1市2町）では、平成9年度末の広域化計画策定段階で、山形ブロックの現有3ゴミ焼却施設（180t/日施設2基（山形市）、50t/日施設1基（上山市））を400～500t/日の1施設に集約し、その運営を一部事務組合である山形広域環境事務組合（以下「山形広域組合」という。）に委託する方針であった。

しかし、山形広域組合は、約6haの建設用地を確保するため、3地区について12年余りをかけ地域住民と交渉したものの、賛同が得られず断念している。

そこで山形広域組合は、平成22年に地域住民の同意を得やすいよう施設の規模を縮小して敷地面積を減らし、管内に2つの焼却施設を建設する方針に変更し、建設計画決定から約14年を経て、24年12月に地域住民の同意の上、施設の建設が現実化している。

【例 3】

広域化・集約化が進んでいないこともあり、焼却施設の老朽化が進んだことによって、施設の維持管理に関する規制値を超過している例（東京都立川市）

立川市清掃工場の 1 号炉については、ダイオキシン削減の観点から規制されている「集じん器に流入する燃焼ガス温度」に関して、平成 26 年 4 月及び同年 12 月に基準値（おおむね 200℃以下）を 1 割以上上回っている時間帯が計 4 回発生している状況がみられた。

この背景には、同市は、同清掃工場の周辺の複数の自治会との間で移転について協定を締結していることから、移転に向けて検討を重ねてきたが、建設候補地が決まらず、広域化・集約化も進捗しないこともあって、機器の適切な基幹的設備改良事業等が行えず、同清掃工場の老朽化が進んでしまった事情がある。

なお、同市は、平成 25 年 2 月に、同市内にある公的利用の土地（約 1.3ha）を清掃工場移転の候補地として発表し、当該候補地への移転に向けた関係自治会との話し合い等を継続して行っている。

【例 4】

建設候補地の合意が得られないため、集約化が進まず、施設が老朽化していく中で、市町で構成する一部事務組合が単独で更新することとしている例（愛知県小牧岩倉衛生組合）

尾張北部ブロック（構成市町は 4 市 2 町）は、愛知県の第 1 次広域化計画を受けて、ブロック内の 3 つのごみ焼却施設（昭和 57～59 年度に稼働開始）の 1 施設への集約化に向けて協議し、平成 15 年 2 月に集約化後の施設の建設候補地を選定したものの、地元住民の反対等により、撤回することとなった。

その後、集約化が進まず施設が老朽化していく中で、平成 17 年頃に構成市町のうちの 2 市（小牧市及び岩倉市）が小牧岩倉衛生組合環境センターを単独で更新する意向に転じている。

（注） 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ⑱ 広域化・集約化に伴う廃止焼却施設の未解体の例

<p>広域化・集約化に伴い、廃止となったごみ焼却施設について、解体費用を確保できないため、平成 27 年 1 月 1 日時点において未解体のままとなっている。</p>	<p>北海道白糠町、北海道弟子屈町、北海道北後志衛生施設組合、宮城県仙南地域広域行政事務組合 (2 施設)</p>
---	---

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ⑲ 広域化・集約化の推進に慎重な意見を有する都道府県

<p>広島県は、二次計画を策定していない理由の一つとして、試算したものはないが、ごみ処理に係る維持管理費の 5 割程度は、ごみの収集・運搬に係る費用といわれており、広域化することによりこれらの維持管理費が増大することや、施設集約に係るリスク (災害等が発生した場合等に対応できないこと) 等が想定されることから、一律に広域化・集約化を進めるべきとは考えていないとしている。</p>
--

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ⑳ 広域化の進展理由

<p>知多南部広域環境組合は、広域化の進展理由の一つとして、建設予定地の武豊町の議会の賛同を得ることが必要であったところ、小中学校の環境学習のための見学コース等を充実させることにより、新規に建設するごみ焼却施設を環境啓発の発信拠点とすることで同町議会の理解が得られたとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ㉑ - i 広域化・集約化によるコスト試算（群馬県）

●焼却施設＋灰溶融施設

（百万円/年）

	既存圏域			広域代替案		
	収集経費	処理経費	合計	収集経費	処理経費	合計
利根沼田ブロック	616	1,853	2,469	704	1,366	2,070
吾妻ブロック	594	1,631	2,225	823	1,118	1,941
渋川ブロック	703	1,128	1,831	703	1,128	1,831
高崎ブロック	2,330	3,196	5,526	2,461	2,765	5,226
藤岡富岡ブロック	1,165	3,410	4,575	1,494	1,800	3,294
前橋ブロック	1,977	3,482	5,459	2,043	3,043	5,086
伊勢崎佐波ブロック	1,209	2,981	4,190	1,340	1,961	3,301
桐生ブロック	1,231	1,715	2,946	1,231	1,715	2,946
東毛ブロック	2,176	4,009	6,185	2,439	2,713	5,152
計	12,001	23,405	35,406	13,238	17,609	30,847

- (注) 1 群馬県ごみ処理施設適正化計画による。
 2 既存圏域とは、広域ブロック内における現状の一部事務組合又は市町村をいう。広域代替案とは、広域ブロックにおいて中間処理施設を広域化した場合をいう。
 3 渋川ブロック及び桐生ブロックは、広域代替案の経費を試算していないため、既存圏域の経費と同一としている。
 4 吾妻ブロックの広域代替案の経費は、中継施設ありの場合としている。

表 3- (1) - ㉑ - ii 広域化・集約化によるコスト試算（埼玉県）

	①収集運搬費 (注 2)	②建設費 (注 3)	③運転管理費	④最終処分費 (注 4)	合計
既存処理体制	85 億円	89 億円	137 億円	16 億円	327 億円
広域処理体制	93 億円	73 億円	120 億円	11 億円	298 億円
(対既存比)	(1.1)	(0.82)	(0.88)	(0.68)	(0.91)
主な増減要因	収集区域の拡大による増加	スケールメリットによる削減	施設の集約化により、ランニングコストの削減	溶融施設導入やゼロエミ事業推進により最終処分量削減	

- (注) 1 埼玉県ごみ処理広域化計画による。
 2 収集運搬費の増加については、施設配置計画が確定していないことから、単独処理から広域的な組合処理への事例や厚生省調査等を参考に、本モデルケースでは 10%増加に設定した。
 3 建設費については、補助金を考慮せず 20 年で償還するものとし、イニシャルコストを 20 (20 年) で除した。
 4 最終処分費については、最終処分場の整備費用等を考慮していない。

表 3- (1) - ㉑ - iii 広域化・集約化によるコスト試算（愛媛県）

（単位：億円）

	収集・運搬 経費	焼却等処理 経費	破碎・選別処理 経費	埋立処理経費	合計
既存体制	810	2,500	450	390	4,150
広域処理 (対既存比)	1,020 (1.26)	1,750 (0.70)	450 (1.00)	290 (0.74)	3,510 (0.85)

（注） 愛媛県ごみ処理広域化計画による。

表 3- (1) - ㉑ - iv 広域化・集約化によるコスト試算（宮城県）

（単位：千円）

ブロック	現体制継続の場合の施設整備 (改造) 経費	広域化 (14 年対応時) における施設整備 (新 設・改造) 経費	備考
県全体	29 施設使用 (26 施設改造) 30,511,280	20 施設使用 (16 施設改 造 2 施設新設) 36,035,710	
仙南	4 施設使用 (3 施設改造) 3,488,080	2 施設使用 (1 施設改造) 1,581,510	
名取・亶理	3 施設使用 (3 施設改造) 6,142,000	2 施設使用 (1 施設新設 1 施設改造又は 2 施設改 造) 7,268,000	14 年対応における 経費は 1 施設新設 1 施設改造の場合
仙台・富谷	4 施設使用 (3 施設改造) 5,854,000	4 施設使用 (3 施設改造) 5,854,000	
宮城・黒川	3 施設使用 (2 施設改造) 3,800,000	3 施設使用 (2 施設改造) 3,800,000	
大崎・栗原	5 施設使用 (5 施設改造) 3,727,200	4 施設使用 (4 施設改造) 3,451,200	
石巻	7 施設使用 (7 施設改造) 5,000,000	3 施設使用 (1 施設新設 2 施設改造) 12,000,000	
気仙沼・登米	3 施設使用 (3 施設改造) 2,500,000	2 施設使用 (2 施設改造) 1,890,000	

（注） 宮城県ごみ処理広域化計画による。

表 3- (1) - ㉒ 施設を集約することでコスト削減できるものの、危機管理上の理由から集約しないこととした例

尾道市廃棄物処理施設建設検討委員会では、各種コストの試算結果及び施設を集約した場合のメリット・デメリットを総合的に勘案した結果、施設を集約しない場合は、集約した場合に比べて建設費及び維持管理費は要するものの、施設を集約した場合、危機管理上の問題（輸送ルート上に因島大橋があり 2 日間以上の交通不能になった場合、迂回ルートがないので輸送できない。3 日分以上のごみ保管場がない。ごみ収集はできないので住民に負担をかける。）があるため、現状の 2 施設体制のまま処理を行うことを決定している。

（注） 当省の調査結果による。